

【1997年9月1日】与党医療保険制度改革協議会による改革の指針について健保連会長
談話

健康保険組合連合会

与党医療保険制度改革協議会による改革の指針について健保連会長談話

今回の与党医療保険制度改革協議会による医療保険構造改革に向けての指針の発表は、さきの健康保険法等一部改正法成立時における与党としての公約を実行されたものであり、九月一日施行の改正法では短期的な運営の改善を得るにとどまり、今後の状況に大きな不安を抱えている医療保険各保険者に対し、改革推進への希望を与えるものであります。この指針をまとめられた与党医療保険制度改革協議会のご尽力に対し、敬意を表するものであります。

とりわけ医療資源の無駄を省き、効率化を図っていくことに重点をおき、国民の立場に立った抜本的改革に着手することが急務とされたことは、高く評価するものであります。

健保連としては、今後、改革の具体化に向けて積極的に取組み、審議会等において、また、必要に応じ見解を明らかにしたいと考えますが、主要な事項について、われわれの当面の受けとめ方を申し上げますと、次のとおりであります。

一、医療提供体制について

医療における情報公開を推進しつつ、国民が安心できる医療提供体制を確立するため、さまざまな改善策が提示されていますが、従来から指摘されていたものが多く、実現のためには地道で粘り強い努力が必要と考えられます。

この問題は、診療報酬や薬価の制度的抜本的な改革と三位一体のものと認識する必要があり、今回は、国民の理解を得ながら積極的に改革推進を図る大きなチャンスであると考えられます。

保険者機能の強化についても言及されておりますが、われわれとしては真摯にこれを受けとめ、期待に背かぬ努力を重ねていくべき責任を自覚いたしております。

二、薬価制度の改革

提示された薬価基準制度の廃止、新たな給付基準額制度（日本型参照価格制度）の創設は、国際的にみて異常に高く、保険財政への圧迫、国民の健康に対する影響が憂慮される現在の法外な薬剤費のあり方を改善するために、現段階における最も適切な対策であると考えます。給付基準額の設定について、改革の効果が十分期待できる最善の対策が講じられることを強く期待いたします。

三、新しい診療報酬体系の構築

診療報酬体系を基本的に改革するとの考え方は、きわめて適切なものであります。

出来高払いと定額払いの最善の組み合わせを目指すとされていますが、これは後者を原則とすべきであります。急性期医療についても、すみやかに入院患者の疾患別定額払いの導入を図る努力をしなければ、超高額医療費の抑制など医療費の無駄を省いていく対策は徹底しないと考えます。この点は、基礎調査を進め、その導入を検討するとされていることに期待を寄せるものであります。

また、慢性疾患等を対象とする一日定額払いについては、合理的な価格設定を行ない、かつ、従来を選択制とすることなく、必ず義務制とされることが必要であります。

四、高齢者医療保険制度の創設

新たな高齢者医療保険制度の創設については、長年にわたりこれを要望してきたわれわれとしては、高く評価するものであります。

老人医療費を医療保険制度の基本問題として捉え、その抜本的解決を図ろうとする基本的な考え方は理解できるものであります。制度の仕組み等については、すみやかに論議を進め、早急に具体化する必要があると考えます。とくに、費用負担のあり方として、公費の十分な投入が必要であるほか、高齢者自身の保険料負担及び若年世代の負担については、各世代内、世代相互間において公平で均衡のとれた措置を講じることが不可欠であります。現行の老人医療拠出金のごとき不合理不公平な制度が再現されることのないよう強く要望いたします。

五、医療費適正化の推進

大阪・安田病院の例にみられるような医療機関の悪質な不正不当の請求行為に対し、今日、国民の不信と怒りは極限に達しております。医療費の審査の充実や、保険医療機関などに対する指導監査の強化を進めていく姿勢を示されたことはまことに心強いものがありますが、この際、保険者の機能の強化の一環として保険者による患者調査の自由化、保険者に対する医療審査情報の提供などの措置が論じられるべきものと考えます。

以上、全体を通じて今回の改革の指針は、皆保険制度を二十一世紀においても維持しつつ、運営の健全化を図る方策として、大筋においては、評価できるものであります。今後の具体化に残された問題も多いと考えます。

実施時期は、医療費増高の続く中、厳しい予算編成を控えている現状では、薬価、診療報酬に関する改革や、老人医療費患者負担率化、この指針には含まれていない高額療養費限度額の改定などを含め、可能な限りの問題解決を、一九九八年度から実施に移して頂きたいと考えます。

さらに、この改革の指針が、今後法案化されていく過程で、内容が後退し、歪曲されることのないよう、政府・与党として毅然とした対応をして頂くよう強くお願いしたいと存じます。

平成 九年 九月 一日

健康保険組合連合会
会長 有吉新吾